



政府統計

報道関係者 各位

令和8年4月1日

【照会先】

政策統括官付参事官付世帯統計室

室長 笹木

室長補佐（世帯票担当）中内

室長補佐（所得票担当）山瀬

（担当・内線）

世帯票担当 国民生活基礎統計第一係（7500, 7587）

所得票担当 国民生活基礎統計第二係（7588）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2974

「2026(令和8)年 国民生活基礎調査」を実施します

厚生労働省は、全国の世帯と世帯員を対象とした「2026(令和8)年 国民生活基礎調査」を、今年の4月中旬から7月にかけて実施します。

「国民生活基礎調査」は、厚生労働行政の企画や立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的な事項を調査するものです。

1986（昭和61）年から開始し、40回目となる今回は、簡易な調査の実施年（3年ごとに行う大規模調査の中間年）に当たります。そのため、6月には、約5万5千世帯を対象に「世帯票」の調査を行い、7月には約1万3千世帯を対象に「所得票」の調査を行います。

この調査結果は、「2026（令和8）年国民生活基礎調査の概況」として、2027（令和9）年の夏頃に厚生労働省のホームページなどを通じて公表します。

【「2026(令和8)年 国民生活基礎調査」のスケジュール（予定）】

- 4月中旬～
調査員が対象世帯に伺って、世帯員の人数などをお尋ねし、世帯名簿を作成します。
- 5月下旬
調査員が『調査票（世帯票）』などの調査関係資料をお配りします。6月4日以降、調査票回収のため、調査員が世帯を訪問します。（オンラインによる回答は5月22日から可能）
- 7月上旬
5月下旬から6月上旬にかけて実施する「世帯票」対象世帯の中から、さらに無作為に選んだ一部の世帯に「所得票」調査を実施します。
調査員が『調査票（所得票）』などの調査関係資料をお配りします。7月9日以降、調査票回収のため、調査員が世帯を訪問します。（オンラインによる回答は7月3日から可能）
※回答方法は、「オンラインによる回答」または「紙の調査票に記入する回答」のどちらかを選択できます。（どちらの回答も困難な場合は郵送による回答も可能です。）

参考1 調査実施のお知らせ

参考2 2026（令和8）年 国民生活基礎調査の概要

2026（令和8）年国民生活基礎調査の概要及びコールセンターやチャットボットのお知らせは、下記の厚生労働省のホームページに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>

今年は皆さまがお住まいの地域で調査を実施することになりました

2026(令和8)年 国民生活基礎調査

ご協力をよろしく申し上げます

? 2026(令和8)年 国民生活基礎調査 とは

6月4日と7月9日を調査日として、日本全国で実施する調査です。
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

「国勢調査」と同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。

厚生労働省が1986（昭和61）年から実施し、今回が40回目になります。

年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。

全国で約5万5千世帯を抽出し、世帯に関する調査を実施します。
なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

4月の中旬頃から、調査員がお宅へ訪問します。

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、**4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。**
- 答えていただいた内容は、統計を作るためだけに用いられます。その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。

■ 世帯を訪問する調査員は、世帯の方に見える位置に必ず「調査員証」を携帯しています。

調査員は

- ◎ 都道府県知事、市長、区長に任命された地方公務員です。
- ◎ 統計法に基づく守秘義務があります。
- ◎ 秘密を漏らしたら、罰せられます。

調査員は以下のものを身につけています。



調査員が持ち歩く
手さげ袋（見本）



調査員が
身につけている
『調査員証』（見本）

■ 調査のスケジュール

● 4月下旬～	・ 調査準備のため、調査員が世帯を訪問します 世帯主さまのお名前、世帯の人数をお聞かせください
● 5月下旬	・ 5/22よりオンライン回答が可能となります ・ 調査票など、調査関係資料を配布します ・ 調査日（6/4）時点の、 世帯全般 に関する状況をご回答ください
● 6月4日以降	・ 調査票回収のため、調査員が世帯を訪問します オンライン回答済みの世帯には訪問しません
● 7月上旬 ※一部の世帯	・ 無作為に選んだ一部の世帯には、所得に関する調査を実施します

■ 調査の回答はオンラインが便利です。

◎ 回答方法は、「オンラインによる回答」または「紙の調査票に記入する回答」のどちらかを選択できます

※ 回答方法については、調査員が5月下旬に調査票等調査関係書類を配布する際に、ご希望をお伝えください

※ オンライン回答に必要なIDとパスワードについても、調査員より配布されます
配布後オンライン回答が可能です

◎ オンライン回答は、回答期間中、スマートフォン、タブレット・パソコンから24時間いつでも回答が可能です

◎ 入力内容のチェック機能で記入漏れや記入誤りを防ぐことができます



2026年（令和8年）

国民生活 基礎調査



ご協力をお願いいたします。

調査に関して、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

- YouTubeチャンネルにて「国民生活基礎調査広報用動画」も公開中です。
- お問い合わせには、チャットボットもご利用いただけます。

国民生活基礎調査

検索



※ 調査に関するお問い合わせ先

国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

受付時間：4月20日～調査期間中

午前9時～午後5時（土日・祝日もご利用できます）

2026（令和 8）年国民生活基礎調査の概要

（１）調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としています。

（２）調査の沿革と構成

国民生活基礎調査は、厚生行政基礎調査（1953（昭和 28）年から毎年実施）、国民健康調査（同左）、国民生活実態調査（1962（昭和 37）年から毎年実施）、保健衛生基礎調査（1963（昭和 38）年から毎年実施）の 4 調査を 1986（昭和 61）年に発展的に統合し、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査とされ、更に、2009（平成 21）年 4 月から現行の統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、「基幹統計調査」とされています。

この調査は、1986（昭和 61）年を初回として 3 年ごとに大規模な調査を実施し、世帯の状況を総合的に、また、地域別に観察することとしています。一方、中間の各年には、世帯の基本的事項について簡易な調査を行うこととしています。

2026（令和 8）年調査は、1986（昭和 61）年から数えて 40 回目の調査となり、世帯票及び所得票の簡易な調査を行います。

（３）調査の対象

世帯票の調査は、令和 2 年国勢調査区から層化無作為抽出した 1,106 地区内のすべての世帯（約 5 万 5 千世帯）及び世帯員（約 13 万 2 千人）について行います。

所得票の調査は、前記の 1,106 地区に設定された単位区から層化無作為抽出した 500 単位区内のすべての世帯（約 1 万 3 千世帯）及び世帯員（約 3 万人）について行います。

【参考】 「単位区」とは、推計精度の向上、後続調査の調査員の方々の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を 30 世帯以下になるよう地理的に分割したもので、その分割事務は、本調査に先立つ準備調査（4 月 20 日～）の中で行っていただきます。

（４）調査の実施日

- ① 準備調査は、4 月 20 日（月）以降、所要の期間内に行います。
- ② 世帯票の調査は、6 月 4 日（木）を調査日として行います。
- ③ 所得票の調査は、7 月 9 日（木）を調査日として行います。

（５）調査の事項

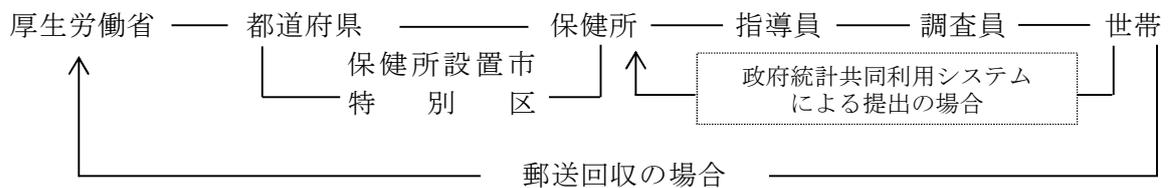
- ① 世帯票：単独世帯の状況、5 月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者（夫又は妻）の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、就業状況等
- ② 所得票：前年 1 年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

(6) 調査の方法

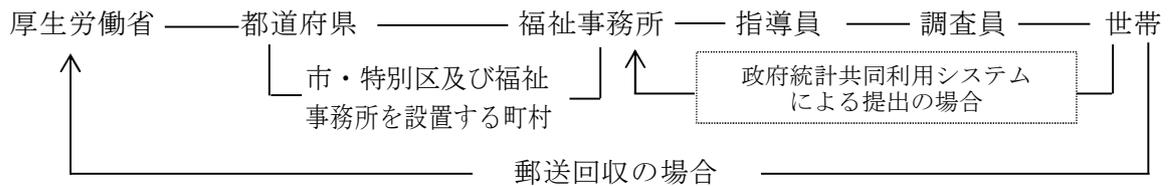
- ① 調査員が、世帯に調査票及びオンライン回答用書類を配布します。
- ② 世帯は、調査票に自ら記入し、後日、調査員に記入済み調査票を提出、又は政府統計共同利用システムにより回答します。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とします。
- ③ 調査員が再三訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、前記②による回収又は回答が困難な世帯については、調査員は、当該世帯に対して調査票郵送用封筒を配布の上、記入済み調査票を厚生労働大臣に対し郵送提出することを求めることとします。

(7) 調査の系統

① 世帯票



② 所得票



(8) 集計及び結果の公表

厚生労働省において集計を行い、その結果は、2026(令和8)年国民生活基礎調査概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>) 及び政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載します。その後、調査結果報告書を刊行します。